

認可地縁団体 勝部自治会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域 社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 防災・防火、地域安全・防犯、交通安全活動の推進
- (2) 道路河川・公園広場の美化、花いっぱい運動等地域の環境整備活動の推進
- (3) 乳幼児・高齢者のふれあい活動、高齢化対策活動などの福祉事業の推進
- (4) スポーツ・文化活動、教育交流、伝統歴史の継承・人権活動、夏祭り・文化祭等まちづくり・コミュニティ活動の推進
- (5) 広報・広聴活動、情報発信、活動記録の推進
- (6) 守山市政との連携と行政機関に対する要望、陳情等
- (7) 集会施設の維持管理
- (8) その他本会目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 本会は勝部自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、守山市勝部一丁目から六丁目までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、滋賀県守山市勝部二丁目12番18号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の区域内に住所を有する法人・組合などの団体は、賛助会員とする。

(会費)

第6条 会員は、協議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届けが会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員を選別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) その他の役員 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第10条 会長の選出は、別に定める「自治会長等選出規程」による。

2 副会長およびその他の役員は、自治会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次ぎに掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 機関

(協議員会)

第13条 協議員会はこの自治会の最高議決機関である。

2 協議員会は自治会長が召集する。但し協議員の3分の1以上の要求または役員会の決議があった時は臨時に協議員会を招集しなければならない。

(協議員)

第14条 協議員は発言権および議決権を有し、その他の出席者は議長の許可を得て発言することができる。

2 協議員は地区ごとに投票または推せんにより選出する。但しその地区と定数は選挙管理委員会で決める。

3 協議員任期は2年とする。

(議長)

第15条 協議員会の議長は協議員の互選により選出する。

2 協議員会は協議員の3分の2以上の出席で開催することができ、議決はその過半数による。

但し可否同数のときは議長が決める。

(議決)

第16条 次の場合は必ず協議員会において決めなければならない。

- (1) 会則の決定変更
- (2) 予算決算の承認
- (3) 会費等の額
- (4) 自治財産の得喪変更
- (5) その他重要な事項

(協議員の議決権)

第17条 協議員は、協議員会において各々1個の表決権を有する。

(協議員会の書面表決等)

第18条 止むを得ない理由のため協議員会に出席できない協議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(協議員会の議事録)

第19条 協議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 協議員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(班長)

第20条 班長は各班において自治会の業務を執行する機関である。

2 班長は各班において選出する。

(顧問)

第21条 自治会長の諮問機関として、顧問を置くことができる。

第5章 役員会

(役員構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 協議員会に付議すべき事項
- (2) 協議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他協議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のうち2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は協議委員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第28条 本会の資産で第26条第1号に掲げるもののうち別に協議委員会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、協議委員会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に協議委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規程にかかわらず、年度開始後に予算が協議委員会において議決されていない場合には、会長は、協議委員会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に協議委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則は、協議員会において協議員の4分の3以上の議決を得、かつ、守山市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 協議員会の議決に基づいて解散する場合は、協議員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する残余財産は、協議員会において協議員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第36条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、協議員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第37条 この会則の施行に関し必要な事項は、協議員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 勝部自治会会則（昭和46年4月1日施行。以下「旧会則」という。）は、廃止する。
- 3 この会則の施行日前に定めた事業計画及び予算は、本会則第30条の規定により定めたものとみなす。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、本会則第32条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成28年3月31日までとする。